

# 秋田県立大学大学院学則

平成18年 4月 1日  
規程第101号

改正 平成18年 8月 2日  
改正 平成22年 3月10日  
改正 平成22年 4月14日  
改正 平成22年 8月18日  
改正 平成23年 3月 9日  
改正 平成23年12月14日  
改正 平成24年 3月14日  
改正 平成26年 2月12日  
改正 平成26年 8月 6日  
改正 平成27年 4月 1日  
改正 平成28年 3月 9日  
改正 平成30年 2月21日  
改正 平成31年 3月 1日  
改正 令和 2年11月18日  
改正 令和 3年 3月17日  
改正 令和 4年 3月 9日  
改正 令和 4年 6月15日  
改正 令和 5年 3月 3日

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
  - 第2章 運営組織（第5条－第6条の2）
  - 第3章 修業年限及び在学年限（第7条・第8条）
  - 第4章 入学（第9条－第17条）
  - 第5章 授業科目、履修方法等（第18条－第26条）
  - 第6章 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍（第27条－34条）
  - 第7章 修了、学位及び教育職員免許（第35条－第37条の2）
  - 第8章 授業料等（第38条）
  - 第9章 賞罰（第39条・第40条）
  - 第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、社会人学生  
及び外国人留学生（第41条－第48条）
  - 第11章 補則（第49条・第50条）
- 附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、秋田県立大学学則（公立大学法人秋田県立大学規程第100号。以下「大学学則」という。）第3条の2第2項の規定に基づき、秋田県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 第4条に規定する研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(課程)

第3条 本学大学院に、博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科等)

第4条 本学大学院にシステム科学技術研究科及び生物資源科学研究科を置く。

2 前項に規定する研究科の課程並びに当該研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
システム科学技術研究科	博士前期課程	総合システム工学専攻	42人	84人
		共同サステナブル工学専攻	8人 ※秋田大学との入学定員の合計は「26人」	16人 ※秋田大学との収容定員の合計は「52人」
	博士後期課程	総合システム科学専攻	8人	24人
生物資源科学研究科	博士前期課程	生物資源科学専攻	28人	56人
	博士後期課程	生物資源科学専攻	5人	15人

## 第2章 運営組織

(研究科長及び専攻長)

第5条 本学大学院の研究科に研究科長を置き、システム科学技術研究科にあつてはシステム科学技術学部長を、生物資源科学研究科にあつては生物資源科学部長をもって充てる。

- 2 本学大学院の研究科の専攻に専攻長を置き、当該専攻の教授をもって充てる。
- 3 研究科長は、研究科の校務をつかさどり、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 4 専攻長は、専攻の校務をつかさどり、研究科長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 5 前項に掲げる者の選考方法、任期その他必要な事項については、別に定める。

(研究科教授会)

第6条 本学大学院の研究科に研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、当該研究科の教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 研究科教授会は、研究科に関する次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - 一 学科目又は講座及び授業科目の種類及び編成に関する事項
  - 二 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学（第4号に係るものを除く。）、除籍、修了その他の身分に関する事項
  - 三 学生の厚生補導に関する事項
  - 四 学生の賞罰に関する事項
  - 五 学位に関する事項
  - 六 専攻その他の機関の連絡調整に関する事項
  - 七 その他研究科の教育及び研究に関する重要な事項
- 4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 前四項に定めるもののほか、研究科教授会に必要な事項は、別に定める。

(代議員会)

第6条の2 研究科教授会に、その権限に属する事項のうち特定のものを審議するため、研究科教授会を組織する教授のうちの一部の者をもって組織する代議員会を置くことができる。

- 2 研究科教授会があらかじめ委任した事項については、代議員会の議決をもって研究科教授会の議決とすることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 博士前期課程の修業年限は、2年とする。

- 2 博士後期課程の修業年限は、3年とする。
- 3 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前二項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第8条 博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。

3 第15条又は第16条の規定により入学した学生、第31条第1項の規定により転専攻した学生にあつては、前二項の規定にかかわらず、それぞれ第17条、第31条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

#### 第4章 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次の各号に掲げる者の入学の時期は、当該各号に定める時期とすることができる。

一 第41条第1項の規定により入学を許可された研究生及び第45条の規定により入学を許可された特別研究生 各月の初日

二 特別の理由があると学長が認める者 後期の始め

(入学資格)

第10条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者

八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学大学院において、入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、学長は、大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、別に定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者を、博士前期課程に入学させることができる。

- 3 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
  - 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 五 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
  - 六 本学大学院において、入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者で、24歳に達したもの  
（入学の志願の手続）

第11条 本学大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに、別に定める書類を添えた入学願書を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

（入学者の選考）

第12条 入学志願者に対しては、別に定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、研究科教授会の議を経て、入学を許可する。この場合において、公立大学法人秋田県立大学学生納付金規程（公立大学法人秋田県立大学規程第13号。以下「学生納付金規程」という。）の定めるところにより入学料の減免又は分割徴収若しくは徴収の猶予を願い出た者は、入学料を納付した者とみなす。

第14条 削除

（再入学）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者で本学大学院の同一の専攻に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

一 第33条第1項の規定により退学を許可された者

二 第33条第2項の規定により退学となった者で、当該未納であった授業料を完納したもの

（転入学）

第16条 本学大学院以外の大学院（以下「他の大学院」という。）に在学している学生で本学大学院への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(再入学又は転入学の場合の取扱い)

第17条 第15条又は第16条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

## 第5章 授業科目、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第18条 本学大学院は、別に定める修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに修士論文又は博士論文の作成に対する指導(以下「研究指導」という。)を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第18条の2 博士前期課程及び博士後期課程の授業科目は、次に掲げる科目に区分する。

一 履修により修得した単位数を修了の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目(次号において「修了単位認定科目」という。)でその履修を義務付けられているもの 必修科目

二 修了単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの 選択科目

2 前項の授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数並びに授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

(授業の方法)

第18条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した学生には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第21条 成績の評価及び合否については、別に定める。

(授業及び研究指導)

第22条 博士前期課程又は博士後期課程における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第22条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第23条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は本学以外の研究所等(以下「大学院等」という。)との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、その期間は、1年を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目及び学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修させることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等による修得単位の認定)

第25条 前条の規定により修得した単位は、研究科教授会の議を経て、15単位を超えない範囲で博士前期課程又は博士後期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学院において修得した単位(科目等履修及び学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。)を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 前二項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条の規定による単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

## 第6章 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生について、その者の願い出により、研究科教授会の議を経て、休学を許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生について、研究科教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第28条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由が

ある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して、博士前期課程にあっては2年を、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。

3 休学の期間は、第7条に規定する修業年限及び第8条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第29条 学長は、第27条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学の期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、研究科教授会の議を経て、復学を許可することができる。

(転学)

第30条 他の大学院に入学をすることを志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第31条 学長は、他の専攻への転専攻を志願する学生があるときは、欠員等の状況により、研究科教授会の議を経て、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て転専攻をした学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第32条 学長は、外国の大学院に留学をすることを志願する学生があるときは、研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学をした期間は、第7条に規定する修業年限及び第8条に規定する在学年限に算入する。

3 第25条の規定は、第1項の規定により学生が外国の大学院に留学をする場合に準用する。

(退学)

第33条 学長は、退学しようとする者について、その願い出により、研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 学長は、授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者を、教授会の議を経て、退学にすることができる。

(除籍)

第34条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、研究科教授会の議を経て、除籍することができる。

- 一 第8条に規定する在学年限を超えた者
- 二 第28条第1項又は第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない者
- 三 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の旨届出のあった者

第7章 修了、学位及び教育職員免許

(博士前期課程の修了)

第35条 博士前期課程に2年（第15条又は第16条の規定により入学した学生、第31条第1項の規定により転専攻をした学生にあっては、それぞれ第17条、第31条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別に定めるところにより30単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した学生については、研究科教授会の議を経て、学長が博士前期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の修了の時期は、学期の終わりとする。

（博士後期課程の修了）

第36条 博士後期課程に3年（第15条又は第16条の規定により入学した学生にあっては、第17条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別に定めるところにより所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生については、研究科教授会の議を経て、学長が博士後期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会において、優れた業績を上げた者と認めた場合には、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

一 第10条第3項第1号の規定により入学した者のうち、学位を取得した課程に2年以上在学し当該課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間を含み3年以上

二 第10条第3項第1号の規定により入学した者のうち、学位を取得した課程において優れた業績を上げ1年以上2年未満の在学期間で当該課程を修了した者及び標準修業年限が1年以上2年未満の課程を修了した者については、当該課程における在学期間を含み3年以上

三 第10条第3項第2号から第6号までの規定に該当することにより入学した者については、1年以上

2 前項の修了の時期は、学期の終わりとする。

（学位記及び学位）

第37条 本学大学院を修了した者には、学位記を交付し、及び次の区分に従い学位を授与する。

研究科	課程	学位
システム科学技術研究科	博士前期課程	修士（工学）
	博士後期課程	博士（工学）
生物資源科学研究科	博士前期課程	修士（生物資源科学）
	博士後期課程	博士（生物資源科学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員免許）

第37条の2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻等		免許状の種類	免許教科
システム 科学技術 研究科	博士 前期 課程	総合システム工学専攻	工業コース	高等学校教諭専修免許状	工業
			情報コース	高等学校教諭専修免許状	情報
		共同サステナブル工学専攻	工業コース	高等学校教諭専修免許状	工業
生物資源 科学研究 科	博士 前期 課程	生物資源科学専攻	理科コース	高等学校教諭専修免許状	理科
			農業コース	高等学校教諭専修免許状	農業

3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

#### 第8章 授業料等

第38条 本学大学院の授業料、入学料及び入学検定料の額並びにこれらの徴収方法は、学生納付金規程の定めるところによる。

#### 第9章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、他の模範となる学生を、研究科教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、大学学則、この学則若しくは本学大学院の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、研究科教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学の期間は、第7条に規定する修業年限及び第8条に規定する在学年限に算入する。

#### 第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、社会人学生及び外国人留学生

(研究生)

第41条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育及び研究に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内の期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第42条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。

4 科目等履修生には、第20条及び第21条の規定を準用して単位を与えることができる。

5 第1項の志願者が本学大学院への進学を希望する学部4年次である場合の大学院授業科目の履修については、別に定める。

(聴講生)

第43条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、聴講生に準用する。

(特別聴講学生)

第44条 学長は、他の大学院に在学している学生で本学大学院において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、当該他の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第20条及び第21条の規定を準用して単位を与えることができる。

(特別研究学生)

第45条 学長は、他の大学院に在学している学生で本学大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、当該他の大学院及びその研究科との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(社会人学生)

第46条 学長は、社会人で本学大学院に入学することを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、選考の上、社会人学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第47条 学長は、外国人で、本学大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学することを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、選考の上、留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規定)

第48条 第41条から前条までに定めるもののほか、社会人学生、外国人留学生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、社会人学生及び外国人留学

生に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第11章 補則

第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

(大学学則の準用)

第50条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

#### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年8月2日から施行する。

#### 附 則 (平成22年3月10日改正)

- 1 この規程は、平成22年3月10日から施行する。ただし、第4条第2項の専攻、入学定員及び収容定員並びに第37条の2第2項の専攻等、免許状の種類及び免許教科の改正規定については、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に生物資源科学研究科生物機能科学専攻又は遺伝資源科学専攻の博士前期課程又は博士後期課程に入学し、平成23年4月1日以後も引き続き在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 平成23年3月31日以前に生物資源科学研究科生物機能科学専攻又は遺伝資源科学専攻に入学した研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、社会人学生及び外国人留学生で、平成23年4月1日以後も引き続き在籍する者については、前項の規定を準用する。

#### 附 則 (平成22年4月14日改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成22年8月18日改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成23年3月9日付け一部改正)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前にシステム科学技術研究科の博士前期課程に入学し、施行日以後も引き続き在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 平成24年3月31日以前にシステム科学技術研究科に入学した研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、社会人入学生及び外国人留学生で施行日以後も引き続き在籍する者については、前項の規定を準用する。

附 則（平成 23 年 12 月 14 日付け一部改正）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条を削る改正規定及び第 16 条、第 17 条及び第 25 条見出しの改正規定は、平成 23 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 14 日改正）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 12 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 6 日改正）

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日改正）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 1 日改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 18 日改正）

この規程は、令和 2 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日改正）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度における秋田県立大学大学院システム科学技術研究科博士前期課程総合システム工学専攻及び共同サステナブル工学専攻の収容定員は、改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専攻	収容定員
----	------

総合システム工学専攻学	42人
共同サステナブル工学専攻	8人

3 秋田県立大学大学院システム科学技術研究科博士前期課程機械知能システム学専攻、電子情報システム学専攻、建築環境システム学専攻、経営システム工学専攻並びに共同ライフサイクルデザイン工学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に再入学、転入学、転専攻する者（以下「本学入学者等」という。）が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 前項による令和4年度における秋田県立大学大学院システム科学技術研究科機械知能システム学専攻、電子情報システム学専攻、建築環境システム学専攻、経営システム工学専攻及び共同ライフサイクルデザイン工学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

専攻	収容定員
機械知能システム学専攻	17人
電子情報システム学専攻	17人
建築環境システム学専攻	6人
経営システム工学専攻	5人
共同ライフサイクルデザイン工学専攻	5人

5 本学在学者及び本学入学者等が本学大学院の教職課程において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科については、改正後の第37条の2第2項の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則（令和4年6月15日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日改正）

この規程は、令和5年3月3日から施行する。